

2013 年 12 月
在チェコ日本国大使館

日・チェコ社会保障協定の適用証明期間延長に関する説明会

資 料

「社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定」概要	2
日・チェコ社会保障協定適用証明期間の延長について	3
申請手続きの流れ	4
申請書（留意点、記入方法、申請書）	5
申請が認められなかった場合	8
・協定相手国の社会保障制度へ加入	
・厚生年金任意加入制度の利用	
チェコ当局の連絡先と申請書	1 1



条 約

「社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定」について (略称:日・チェコ社会保障協定)

平成20年3月

チェコとの間で、年金制度及び医療保険制度への加入に関する法令の適用調整及び年金制度において保険期間の通算を行うことについて定める。

* 社会保障協定とは、(1)二国間の公的年金制度等に関する適用調整、及び(2)年金の受給権を確立するために両国における保険期間の通算を行い、企業、個人の負担を軽減し、人的交流、経済交流を促進することを目的とした協定である。

1.背景

(1)日・チェコ間においては、企業等から相手国に一時派遣される駐在員等について、(イ)両国の年金制度及び医療保険制度への強制加入による二重加入の問題、及び(ロ)相手国での加入期間が短いために年金の受給に必要な期間を満たさないことによる保険料掛け捨ての問題がある。これらの問題は、企業及び個人の双方にとって大きな負担となっている。

(2)2003年7月以来日・チェコの関係当局による意見交換及び交渉が計4回行われ、本年2月21日にプラハで署名した。

2.協定のポイント

(1)就労地国の年金制度及び医療保険制度にのみ強制加入することを原則とする。ただし、派遣期間が5年以内の一時派遣駐在員等については、派遣元国の年金制度及び医療保険制度にのみ強制加入することとする(二重加入の問題の解消)。

(2)それぞれの国における年金の受給権を確立するために両国での保険期間を通算する(保険料掛け捨ての問題の解消)。

3.締結の意義

この協定の締結によって、企業及び個人の社会保険料負担が軽減され、日・チェコ両国間の人的交流及び経済交流が一層促進されることが期待される。

[参考:日・チェコ社会保障協定\(PDF\)](#)



Adobe Systemsのウェブサイトより、Acrobatで作成されたPDFファイルを読むためのAcrobat Readerを無料でダウンロードすることができます。左記ボタンをクリックして、Adobe Systemsのウェブサイトからご使用のコンピュータのOS用のソフトウェアを入手してください。

[このページのトップへ戻る](#)

[前のページへ戻る](#) | [目次へ戻る](#)

[法的事項](#) | [アクセシビリティについて](#) | [プライバシーポリシー](#)

Copyright© 2013 Ministry of Foreign Affairs of Japan

日チェコ社会保障協定適用証明期間の延長について

○ 派遣期間の延長について

予見できない事情や企業・被用者など重大な困難を及ぼすなど特別の事情があり、5年を超えて派遣期間が延長される場合については、申請に基づき、両国で個別に判断のうえ合意した場合に、原則3年を超えない期間は派遣元の社会保障制度にのみ適用されることができます。延長が認められなかった場合は、当初派遣から5年以降は、派遣先の国の制度にのみ適用されることとなります。(http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=998 より抜粋)

○ 申請書

「日・チェコ社会保障協定厚生年金保険・健康保険・船員保険適用証明期間継続・延長申請書(PDF)」
(http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=1017) を参照。

【参考】日チェコ社会保障協定関係部分

第六条（一般規定）

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

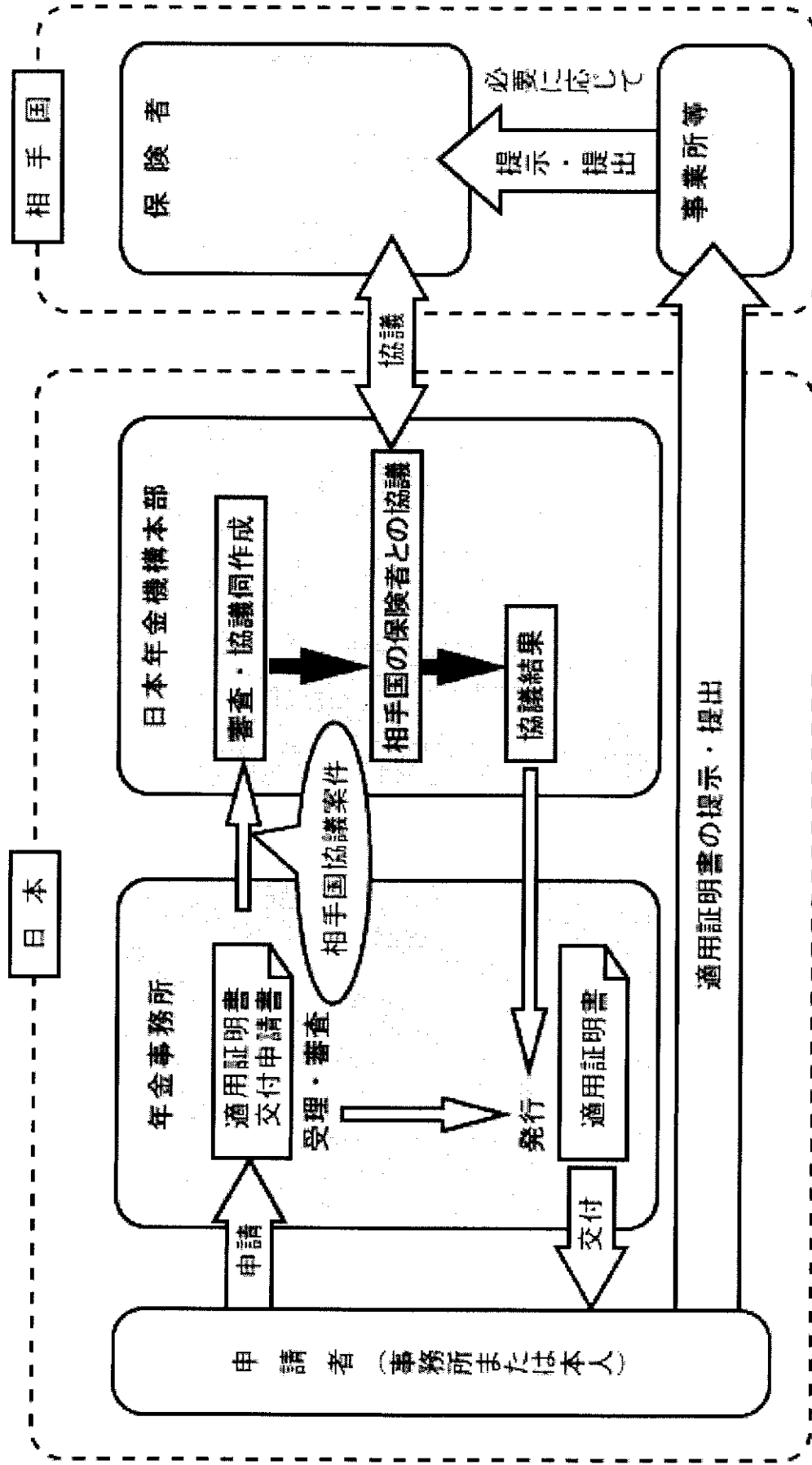
第七条（特別規定）

1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事務所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている被用者が、当該雇用者のため他方の締約国の領域内において就労するために当該雇用者により当該一方の締約国の領域から派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2 1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して1に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

第十条（例外規定）

両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇用者の共同の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲のものの利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。



申請にあたっての留意点

この申請書は、すでに適用証明書の交付を受けている厚生年金保険の被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合に、その事業主が年金事務所に延長された期間についての適用証明書の交付を申請するためのものです。

- a. 事業主の命により、派遣開始年月日から5年を超えない期間まで、チェコ国内で就労を継続すると見込まれる場合
- b. 何らかの事情で、派遣開始年月日から5年を超えて、チェコ国内で就労を継続することとなり、延長が認められないと重大な不利益を被る場合

なお、上記b. に該当する場合は、日本年金機構があらかじめチェコの担当機関との個別協議により合意を得ることが必要となる場合があります。

申請書の記入方法

「③生年月日」:

年号について、該当する番号のボックスをチェック(☑)してください。

「④一時就労開始年月日」:

適用証明書交付申請書の申請時に記入した「一時就労開始年月日」(すでに交付されている適用証明書の「期間」欄の初日)を西暦で記入してください。

「⑥就労終了予定年月日」:

当該申請に係る就労が終了する予定の年月日を西暦で記入してください。

「⑦ チェコ共和国における事業所の登録番号および名称」

チェコでの事業所の登録番号は、8桁で構成されています。登録番号が付されていない場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。

「⑧ 日本国における被保険者住所」:

日本の現住所を記入してください。

「⑨ 期間延長の理由」:

延長しなければならない理由および延長期間の必要性を具体的に記入してください。記入された内容をもとにチェコの担当機関と協議を行います。

「事業所の所在地及び名称」:

事業主が自ら署名する場合には、押印は不要です。

添付書類

この申請書に、すでに交付されている適用証明書の写しを添えて提出してください。

届書コード	処理区分	届書
2 4 6		

事務センター長 所長	副事務センター長 副所長	グループ長 課長	担当者

日・チェコ社会保障協定 厚生年金保険 健康保険 適用証明期間継続・延長申請書
船員保険

◎ ※欄は記入しないでください。

◎ この申請書を記入する際には、裏面をよく読んでください。

平成 年 月 日 提出

① 事業所の記号		② 被保険者整理番号		③ 生 年 月 日 年 月 日 ☐ 5. 昭和 ☐ 7. 平成		⑦ 基 礎 年 金 番 号	
④ 一時就労開始年月日 (西暦) 年 月 日		⑤ 協定相手国 (チェコ) 0 1 0		⑥ 就労終了予定年月日(継続・延長後) (西暦) 年 月 日		⑦ 適用証明書要否 ※ 0. 要 1. 否	
① チェコ共和国における事業所の登録番号および名称							
(事業所登録番号)		事業所名称(カナ) 事業所名称(英数字)					
② チェコ共和国における事業所の所在地							
(カナ) (英数字)							
⑧ 被保険者氏名							
(フリガナ)		(ローマ字) 姓		名		⑨ 性別 ☐ 1. 男 ☐ 2. 女	
⑩ 日本国における被保険者住所							
(フリガナ) 〒							
⑪ 期間延長の理由 (具体的に記入してください)							
備考							

裏面を理解したうえで、上記のとおり申請します。

事業所の 所在地 及び 名称	(所在地) 〒
	(名称)
	(事業主氏名)
	(電話) () - () - ()

受付日付印

社会保険労務士の提出代行者印

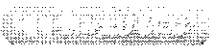


日本年金機構

Japan Pension Service

検索

ホーム サイトマップ International



文字の大きさ

日本年金機構について アニュアルレポート（年次報告書） 採用情報



ホーム > 年金について > 日本から協定を結んでいる国で働く場合の手続き



日本から協定を結んでいる国で働く場合の手続き

4-4-13-1039 更新日：2012年8月2日 印刷用ページ

申請・手続きを調べる

20歳になった方
年金に加入している（する）方
事業主の方
年金を請求する方
年金受給者の方
海外に居住する方
年金相談をする方

年金のことを調べる

年金制度全般
加入と保険料納付
国民年金
厚生年金保険
＜健康保険（協会けんぽ）＞
年金の受け取り
老齢年金
障害年金
遺族年金
その他の給付
これから受給する方（60-65歳）
社会保障協定
各種特例法

通知書の見方を調べる
（ねんきん定額便や年金受給者
あて各種通知など）

便利な
「ねんきんネット」に
ご登録をお願いします



年金用語集

パンフレット

社会保障教育・教材
（厚生労働省ホームページへ）

アクセスランキング

- 1位 年金のことを調べる
- 2位 申請・届出様式
- 3位 保険料額表（平成2...
- 4位 国民年金保険料
- 5位 保険料を納めること...
- 6位 老齢年金（昭和16...
- 7位 これから受給する方...

[一覧を見る](#)

(1) 被用者が一時的に協定相手国に派遣される場合

協定相手国社会保障制度の加入免除：“適用証明書”

一時的に日本から協定相手国に派遣され就労する人が、協定相手国の社会保障制度への加入が免除されるためには、日本の社会保障制度に加入していることを証明する「適用証明書」の交付を受ける必要があります。日本でのあなたの事業主が年金事務所（郵送の場合には、日本年金機構ブロック本部を含む。以下同じ）に申請手続きを行ってください。

具体的な手続きは、以下の通りです：

- 1) 事業主は年金事務所に適用証明書交付申請書を提出してください。
- 2) 審査の結果、申請が認められた場合には、適用証明書を交付します。
- 3) 派遣された被保険者は、協定相手国内の事業所に適用証明書を提出してください。協定相手国の規定により相手国実施機関に提示または提出を求められた時、また協定相手国の社会保障制度に加入していない理由を尋ねられた時には、証明書を提示または提出してください。
- 4) 2)の過程において、申請が認められなかった場合には、協定相手国の社会保障制度に加入することになります。

当初の一時派遣期間の予定を延長して協定相手国で就労する必要が生じた場合は、事業主が年金事務所に適用証明書期間継続・延長申請書を提出してください。審査の結果、延長申請が認められた場合には、新しい適用証明書が交付されます。適用証明書を紛失、き損または記載内容に変更があった場合には、適用証明書再交付申請書を提出してください。

(2) 自営業者として一時的に協定相手国内で就労する場合

協定相手国社会保障制度の加入免除：“適用証明書”

自営業者として一時的に協定相手国内で就労する人が、協定相手国の社会保障制度への加入が免除されるためには、日本の社会保障制度に加入していることを証明する「適用証明書」の交付を受ける必要があります。自営業者本人が年金事務所に適用証明書の申請手続きを行ってください。

具体的な手続きは、以下の通りです：

- 1) 年金事務所に適用証明書交付申請書を提出してください。
- 2) 審査の結果、申請が認められた場合には、適用証明書を交付します。

3) 協定相手国の規定により相手国実施機関に提示または提出を求められた時、また協定相手国の社会保障制度に加入していない理由を尋ねられた時には、証明書を提示または提出してください。

4) 2)について、申請が認められなかった場合には、協定相手国の社会保障制度に加入することになります。

当初の一時就労期間の予定を延長して協定相手国で就労する必要が生じた場合は、年金事務所に適用証明書期間継続・延長申請書を提出してください。審査の結果、延長申請が認められた場合には、新しい適用証明書が交付されます。

適用証明書を紛失、き損または記載内容に変更があった場合には、適用証明書再交付申請書を提出してください。

適用証明書交付に関する協定相手国別の注意事項

(フランス)

・ 労働災害保険加入及び随伴被扶養者の事業主確認

(ブラジル)

・ 随伴被扶養者の事業主確認

<申請書用紙>

ドイツ イギリス 韓国 アメリカ ベルギー フランス カナダ オーストラリア オランダ
チェコ スペイン アイルランド ブラジル スイス

*協定ごとに免除される制度が異なります。ご留意願います。

(3) 協定相手国の社会保障制度にのみ加入する場合

協定相手国へ長期派遣される場合など厚生年金保険・健康保険の被保険者である者が、協定相手国の社会保障制度にのみ加入する場合は、その事業主が厚生年金保険（及び健康保険）の資格喪失届を年金事務所へ届け出る必要があります。この場合、資格喪失届には、協定相手国制度へ加入した旨がわかる書類を提示してください。協定相手国へ長期的に自営活動をするまたは協定相手国内の会社などで現地採用となる国民年金・国民健康保険の被保険者である者は、本人が住所地の市区町村へ国民年金（及び国民健康保険）の資格喪失届を届け出る必要があります。この場合、資格喪失届には、協定相手国制度へ加入した旨がわかる書類を提示してください。

(4) 厚年任意加入制度を利用する場合

厚年任意加入制度の被保険者となることを希望する方は、「厚生年金保険特例加入被保険者資格取得申出書」を適用事業所の事業主を経由して、事業所を管轄する年金事務所に提出してください。

厚年任意加入制度による被保険者資格を喪失する場合は、「厚生年金保険特例加入被保険者資格喪失申出書」を適用事業所の事業主を経由して、事業所を管轄する年金事務所に提出してください。

(5) 協定発効時の経過措置に該当する場合

協定発効前にすでに派遣または自営活動をしており、発効日以後も引き続きその状態が継続される場合には、発効日から派遣または自営活動を開始したものとみなされます。この場合の具体的な手続は、上記と同様です。

協定相手国別の注意事項

(フランス)

・ フランス特有の手続き

日本の企業から、社会保障協定発効済の相手国に派遣されている皆さまへ

2012年3月1日から、厚生年金保険の特例加入制度の対象国がすべての社会保障協定の相手国(14カ国)に拡大します

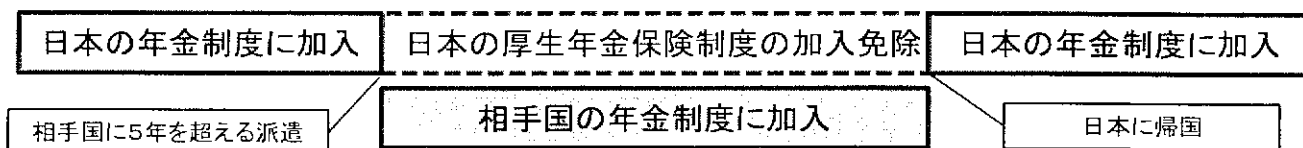
これにより、相手国の年金制度に加入しながら、同時に日本の厚生年金保険制度にも加入できるようになります。

相手国の年金制度に加入される方へ

厚生年金保険の加入の特例制度

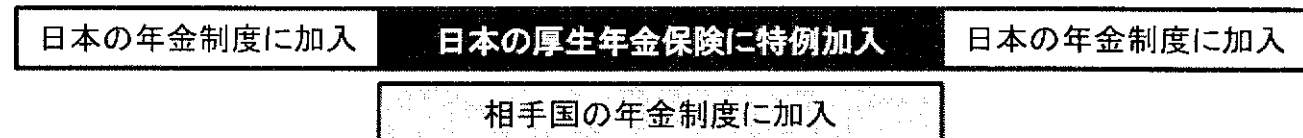
【現在】

日本の企業から、社会保障協定発効済の相手国に、5年を超えると見込まれる期間派遣されている場合や、派遣期間(相手国に応じて当初派遣期間の延長が認められる場合もあります。)が満了した後も引き続き相手国で働く場合は、相手国の年金制度のみに加入します。



【2012年3月1日以降】

相手国の年金制度に加入するとともに、日本の厚生年金保険制度にも任意で加入できるようになります。



加入手続きをする場合は？

1. 加入の手続きは、事業主を経由して「厚生年金保険特例加入被保険者資格取得申出書」を年金事務所に提出してください。
 2. 年金事務所で特例加入の申出書を受理した日が被保険者資格の取得日となります。
ただし、日本の厚生年金保険制度の適用が免除となり、相手国の年金制度に加入した日から1か月以内に申出書を提出した場合は、その日が被保険者資格の取得日となります。
 3. 厚生年金保険制度への任意加入が可能になるため、企業年金にも加入できるようになります。加入を希望される場合は、企業年金の手続きも忘れないようにお願いします。
- ※ 厚生年金保険の特例加入制度に該当する方は、いつでも「厚生年金保険特例加入被保険者資格喪失申出書」を年金事務所に提出すれば、厚生年金保険制度の資格を喪失することができます。

チェコ当局の連絡先と申請書

Czech Social Security Administration		Česká správa sociálního zabezpečení	
The central office of the Prague Social Security Administration		Centrální pracoviště Pražské správy sociálního zabezpečení	
Trojská 1997/13a, 182 00 Praha 8		Trojská 1997/13a, 182 00 Praha 8	
Form	Notice on the entry into employment (ONZ)	Formulář	Oznámení o nástupu do zaměstnání (ONZ)
Type of action 9	Commencement of affiliation with the Czech regulations	Typ akce 9	Vznik příslušnosti k českým předpisům

Japanese company – application must be submitted both by employer and employee

Czech company - application must be submitted by employee (because Czech company had already submitted an application)

Územní pracoviště Praha 8

Adresa: Trojská 1997/13a, 182 00 Praha 8

Telefon: +420 283 104 111

Fax: +420 283 104 262

Číslo účtu:

1011-7925081/0710 – důchodové pojištění OSVČ

11017-7925081/0710 – nemocenské pojištění OSVČ

21012-7925081/0710 – pro zaměstnavatele

Adresa e-podatelny: posta.xa@cssz.cz

ID datové schránky: hnhacvt

Oznámení o nástupu do zaměstnání (ONZ)

Schnábelová	Kateřina	283 104 854	katerina.schnabelova@cssz.cz
Havlíková	Lucie	283 104 712	lucie.havlikova@cssz.cz
Šorfová	Zora	283 104 518	zora.sorfova@cssz.cz
Ševčík	Marek	283 104 712	marek.sevcik@cssz.cz

Oznámení o nástupu do zaměstnání

(skončení zaměstnání)

Typ akce

1

Datum platnosti akce ke dni

1.7.2013

(Oprava ze dne)

Seznam akcí:

- 1 - Nástup
- 2 - Skončení
- 3 - Změna

- 5 - Oprava
- 6 - Převod
- 7 - Skončení z důvodu prerušení

- 8 - Navrát po prerušení
- 9 - Vznik příslušnosti k českým předpisům
- 10 - Skončení příslušnosti k českým předpisům

Kod OSSZ Místné příslušnost OSSZ (UP PSSZ)

111 - Praha 1



Datum nástupu do zaměstnání		Datum skončení zaměstnání	
2. Adresa trvalého pobytu a příslušnost k českým předpisům			
Příjmení	Jméno	Titul	Datum narození
			Rodné číslo
3. Adresa trvalého pobytu a příslušnost k českým předpisům			
Adresa trvalého pobytu - Ulice		Číslo domu	
Obec	Pošta	PSC (Post Code)	Stat
			CZ
Kontaktní adresa - Ulice		Číslo domu	
Obec	Pošta	PSC (Post Code)	Stat
Všechna další příjmení předcházející současnemu příjmení (kromě rodného)		Státní občanství	
		CZ	
4. Adresa pobytu v ČR, je-li trvalý pobyt mimo ČR			
Ulice		Číslo domu	
Obec	Pošta	PSC	
5. Identifikace zaměstnavatele a informace o zaměstnání			
Jméno zaměstnavatele		IC	Variabilní symbol
Druh činnosti	Místo výkonu činnosti (stat)	Nový VS (pouze pro akci převodu)	
	CZ		
Zaměstnání malého rozsahu: (Půlní voňba zakřídka)			
6. Informace o důchodu			
Druh důchodu		Důchod pobírán od	
7. Identifikace posledního (současného) cizozemského nositele pojištění			
Jméno posledního (současného) cizozemského nositele pojištění			Specifikace
			P - poslední S - současný N - nový
Ulice		Číslo domu	
Obec	Post Code	Stat	Cizozemské číslo pojištění
8. Údaje o zdravotním pojištění a nemocenské pojištění			
Kód zdravotní pojišťovny			
Jméno předchozího orgánu, který prováděl nemocenské pojištění, pokud jím nebyla ČSSZ			
Jméno současného orgánu, který provádí nemocenské pojištění, pokud jím není ČSSZ			
9. Poznámky a údaje			
Počet příloh	Datum vyplnění formuláře	Datum přijetí formuláře na OSSZ	
	29.11.2013		
Podpis a razítko zaměstnavatele		Podpis a razítko OSSZ	
Podpis a razítko zaměstnavatele		Podpis a razítko OSSZ	

1 2



7 5 8 2 2 1 2 4 5 6

ČSSZ 89 503 0 - 1/2009

(再度注意喚起)

平成24年 2月27日

日本からチェコに従業員を派遣する企業関係者の方々へ（続報）

「日本からチェコに一時的に派遣される被用者であって、チェコ現地法人との間において雇用契約を締結されている方」（「雇用契約締結一時派遣者」）については、日本において発行されたチェコ社会保険料の免除のための証明書（「適用証明書」）を保有しているにもかかわらず、日・チェコ社会保障協定第7条1に基づくチェコ社会保険料の免除が認められない事例が発生しております。

そのため、当面の対応としまして、雇用契約締結一時派遣者については、日・チェコ協定第10条の例外規定に基づき、チェコ実施機関と個別の協議を行い、その結果、チェコの社会保険料を免除するという例外措置について当局間で合意した場合には、日本年金機構から第10条に基づくチェコの社会保険料免除のための適用証明書を発行する取扱いを行っております。

日本側としては、これら雇用契約締結一時派遣者についても、本来であれば協定第7条1に基づきチェコ社会保険料の支払を免除されるべきと考えており、協定第10条に基づく協議において、雇用契約締結一時派遣者についても、それ以外の派遣者の方と同様にチェコ法令の適用免除が認められるよう鋭意チェコ側と協議を重ねてまいりました。

現時点では、チェコ実施機関の同意を得ることができず、年金制度、健康保険制度、疾病保険制度等に係るチェコ法令の適用免除を受けることができない事案が生じていることから、以下ではこれまでの協議においてチェコ当局から聴取した主な内容と、チェコ当局からチェコ法令の適用免除の同意を得ることができなかった場合のその後の取扱いについてお知らせいたします。

1. チェコ当局から聴取した主な内容

(1) 調査票の送付について

日本年金機構よりチェコ当局へ雇用契約締結一時派遣者に係る協議を申し入れた後、チェコ当局より当該雇用契約締結一時派遣者の就労するチェコ事業所（日系企業のチェコ現地法人）に対し、調査票が送付されてきます。チェコ当局は、当該調査票に記入される内容から、当該雇用契約締結一時派遣者のチェコ法令の適用免除を承認できるか否か判断します。調査票へは詳細に記入いただくこと、また、記入内容に適用証明書交付申請書の申請内容との齟齬のないようにしていただくことにより、チェコ当局が正確に審査することができると思われます。

(2) チェコ当局がチェコ法令の適用免除に同意する場合の考え方

チェコ当局としては、雇用契約締結一時派遣者についてチェコ法令の適用を免除することが妥当である特別な理由が調査票の各項目の回答から総合的に読み取れる場合にのみ適用免除に同意するとの見解を示しています。

平成24年 2月27日

(3) チェコ社会保険料の徴収（当該保険料に係る延滞金の徴収を含む。）

チェコ当局は、チェコに所在する雇用主と雇用契約を締結してチェコで就労する方は、日・チェコ協定第7条1に該当しないものとし、上述の協定第10条に基づく協議において免除が承認されない限り（免除申請中でありチェコ側から回答されていない方も含む）、チェコ法令の下、チェコ社会保障制度に係る社会保険料を支払う義務があると説明しています。

2. チェコ法令の適用免除についてチェコ実施機関の同意が得られなかった場合の取扱い

(1) 再度の適用証明書交付申請が可能です。

日本の派遣元である事業所を管轄する年金事務所で手続を行ってください。後日、就労先のチェコの事業所に送付されてくる調査票には、入念に雇用契約締結一時派遣者の状況を記入してください。

(2) 継続して日本の厚生年金保険・健康保険の適用を受けることとなります。

日本側としては、本来、雇用契約締結一時派遣者についても、日・チェコ協定第7条1により日本の法令が適用されるべきと考えています。この考え方に基づき、原則として日本の厚生年金保険・健康保険の適用を継続することとなります。他方、チェコ側は、チェコ側による日・チェコ協定の解釈に基づき、当該一時派遣者に対してチェコ法令を適用する旨主張しており、チェコ法令を引き続き適用することとなります。

※ 日本の法令の適用免除によりチェコ法令のみの適用を希望する場合は、チェコ側とその可否も含め協議する必要があることから、厚生労働省年金局国際年金課（電話03-5253-1111（代表））へ個別にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

本事案の経緯等については、

○ 厚生労働省年金局国際年金課 電話：03-5253-1111（代表）

「2. チェコ当局からチェコ法令の適用免除の同意を得ることができなかった場合のその後の取扱い」（※印部分を除く）については、

○ 日本年金機構本部国際事業グループ 電話：03-5344-1100（代表）